

札沼線代替バス月形当別線  
地域旅客運送サービス継続事業実施方針

令和6年2月16日

月 形 町

当 別 町

## 1 目的

札沼線代替バス月形当別線について、新型コロナウイルスの影響等により、利用者数が伸び悩む等の理由により、国庫補助金が受けられなくなることに伴い、バス事業者による路線の維持が困難となるため、影響を受ける住民の日常生活に必要な移動手段を確保し、財源を確保した中で、現行体制を維持する。については、持続可能な交通体制の整備期間とするため、地域旅客運送サービス継続事業の実施方針を定める。

## 2 実施区域

### (1) 月形町

1025番地2、1056番地36、1219番地1、1069番地1、字本町、字緑町、字知来乙

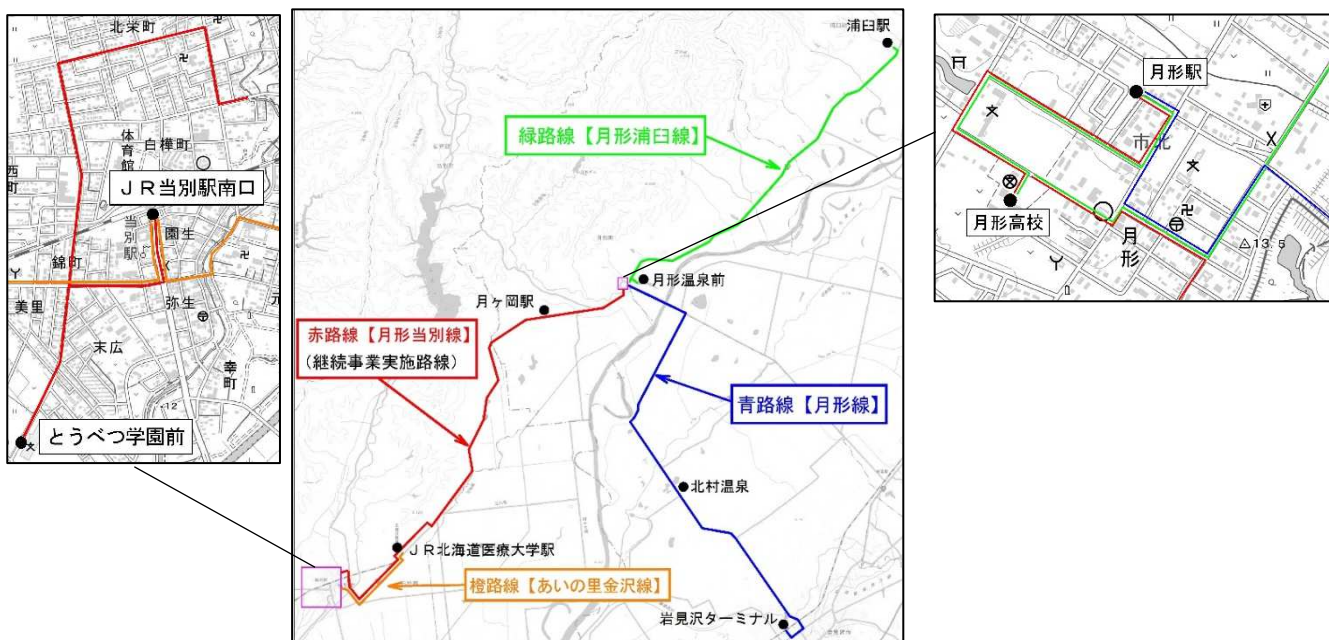
### (2) 当別町

字中小屋、字金沢、樺戸町、緑町、春日町、北栄町、白樺町、西町、下川町、弥生、錦町

## 3 事業を実施する路線等において現に実施されている一般乗合旅客運送自動車事業の状況

【サービス内容】赤路線が地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線（その他路線は変更なし）

### (1) 路線





② 緑路線

-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	月形駅						
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	皆家町	200						
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	町立病院前	200	200						
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	月形温泉	200	200	200						
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	刑務所前	200	200	200	200					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	コンクリート工場前	200	200	200	200	200				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	新高	200	200	200	200	200	200			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	札比内駅前	200	200	200	200	200	200	200		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	二線入口	200	200	200	200	200	200	200	200	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	石狩新高	200	200	400	400	400	400	400	400	400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	仲通線	200	200	200	400	400	400	400	400	400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	波止場線	200	200	400	400	400	400	400	400	400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	晩生内市街	200	200	200	400	400	400	400	400	400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	北晩生内	200	200	200	200	400	400	400	400	400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	商札約	200	200	200	200	200	400	400	400	400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	札内駅通	200	200	200	200	200	400	400	400	400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	天理駅前	200	200	200	200	200	400	400	400	400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浦臼小学校	200	200	200	200	200	400	400	400	400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浦臼郵便局前	200	200	200	200	200	400	400	400	400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浦臼駅	200	200	200	200	200	400	400	400	400

③ 青路線

-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	月形駅前												
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大橋下	200												
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	分岐点	200	200												
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2号線	200	200	230												
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	豊正公民館	200	200	210	290											
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9号線	200	200	210	260	330										
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	開北橋	200	200	210	250	310	370									
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	北都入口	200	200	230	280	320	360	430								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	北村	200	200	230	290	330	370	420	480							
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	赤川	200	200	250	300	350	390	430	470	550						
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	開拓入口	200	200	240	300	340	390	430	470	580						
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	三谷農協	200	200	260	310	360	400	450	490	580	630					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	西川向	200	200	240	320	360	420	460	500	550	590	630	680			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	樺木1条1丁目	200	200	240	300	360	400	460	500	530	590	620	660	720		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3条東3丁目	200	200	220	300	340	400	450	510	550	590	620	660	700	750	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	岩見沢ターミナル	200	200	200	250	320	380	440	470	530	580	610	650	680	720	780



## (2) ダイヤ・運行便数・運賃

路線(系統)名	平日		土日祝	
	往	復	往	復
赤路線	9便	9便	7便	7便

- ①地域の人口規模や利用状況等を踏まえ、小型バス（ポンチョ）1台、ハイエースコンピューター1台による運行を想定している。
- ②ダイヤ・運行便数・運賃は、現行を基本としているが、運行経費等を踏まえ、決定した事業者や地域と協議して決定する。（なお、運行開始後も利用状況を踏まえて随時見直す）

## 5 継続旅客運送を実施する者の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 月形町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第13号）及び当別町暴力団の推進に関する条例（平成27年条例第15号）に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- (6) 樺戸郡又は石狩郡において、3年間にわたる輸送実績があること。
- (7) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

## 6 地方公共団体による支援の内容

- (1) 運行に係る車両購入費の補助
- (2) 運行経費の補助

### (3) 地域住民と連携した利用促進策

#### 7 実施予定期間

令和6年10月1日～令和10年3月31日

#### 8 公募の期間

令和6年2月27日～令和6年3月7日

#### 9 継続旅客運送を実施する者の選定の方法

- (1) 札沼線代替バス月形当別線地域旅客運送サービス継続事業実施事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に基づく公募型プロポーザルを実施
- (2) 選定にあたっては、月形町及び当別町で選出した審査員による審査会を実施

#### 10 その他必要な事項

公募型プロポーザルへの参加にあたっては、募集要項を参照のこと。

#### 【参考】

- ・ さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通計画 令和5年度～令和9年度
- ・ 当別町地域公共交通計画 令和5年度～令和9年度
- ・ 南空知地域公共交通計画 令和6年度～令和10年度（予定）※策定中
- ・ 月形町地域公共交通計画 令和6年度～令和10年度（予定）※策定中